

令和6年度 上越市住宅リフォーム促進事業

上越市では、市内経済の活性化と、市民の居住環境の向上を図るため、市民が所有し自己の居住する住宅等を施工業者によりリフォームをする場合にその経費の一部を補助します。

○補助申請受付期間

令和6年5月22日(水)～6月20日(木)

※令和3～5年度に補助を受けた住宅等は申請できません。令和2年度以前に補助を受けた住宅等については申請可能です。

※令和6年度の受付は1回のみです。先着順ではありません。

●申請書は持参してください。(郵送での申請は受付をしません。)

- ・受付場所：上越市役所 建築住宅課及び各総合事務所 ※南・北出張所では受付を行いません。
- ・受付時間：市役所開庁日の午前9時から午後4時まで ※左記時間以外は、受付しません。

◎申請額が予算額(8,000万円)を超えた場合は、抽選で交付者を決定します。

<ご注意ください>

○契約は、補助金交付決定後に行ってください。(申請 → 交付決定 → 契約 → 工事着手)

ただし、早期に契約し、工事に着手する必要がある場合は、補助金交付申請書と合わせて「補助金交付決定前事業着手届」を提出することにより、補助金交付決定前に契約し工事に着手することができます。

※ 補助金交付決定予定日 7月22日(月)頃

(郵送で交付決定通知を送付します。抽選の結果、落選の場合は落選通知を送付します。)

○施工前・施工中・施工後の写真を忘れずに撮影し、実績報告時に提出してください。

※ 撮り忘れや不足があった場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

○事前に申請書類や要件をしっかりと確認してから申請してください。

- ・申請書受理後に要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金を交付することができない場合があります。

お問い合わせ

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

住 所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階 電 話 025-520-5786